

協同ふじさきクリニック 外来科別診療案内

- ① 年に一度は健康診断を受けましょう。早期発見、早期治療につなげましょう。お気軽にご相談ください。
- ② 皮膚科外来は毎週火曜日は午前午後ともに診療を行っています。
- ③ 当クリニックは神奈川県から肝臓専門医療機関の指定を受けています。消化器外来をご利用ください。



④ 専門外来等で一部の医師体制が変更となっています。

				月		火		水		木	3	金		土	
	一般外			山田		上原		石井(有)		山田		笠井		坂	
		<u>ب</u>		笠井		高野		安西		南塚		長田		山崎	
		午前											2. 4%	5件、5会	金子
		נים													
	来		健康診断等	宮永	健康診断等	宮永	健康診断等	宮永	健康診断等	宮永	健康診断等	本村	健康診断等	交任	弋制
	<u></u>			山田		上原		石井(有)		奥村		笠井			
	来院	午		笠井		高野			リウマチ	寺前					
	順	後							膠原病	(一部予約)					
	$\overline{}$									rin ++					
		夜間				上原				奥村					
			心臓病	桑島	成人病	桑島	成人病	桑島	車いす	桑島	成人病	桑島	心臓病	桑	島
			心臓病	田中	糖尿病	小貝	心臓病	田中	呼吸器	鈴木	心臓病	石井(愛)	心臓病	田	中
					退院後外来	吉田	消化器	野本	糖尿病	金井	消化器	野本	アスベスト	3 5	安西
							糖尿病	本郷	物忘れ	荒木			ペース メーカー	3	桑島
		午											神経内科	2 4	荒木
		前											成人病	2 4	山田
内							消化器	■ 大前					腎臓病	7	히店
4 4							月16番						リウマチ 膠原病	不定期	乳原
科													栄養指導	1 3	交代制
	専門				栄養指導	交代制									
	外		成人病	桑島	神経内科	金子	腎臓病	不定期 桜井	呼吸器	佐藤	心臓病	石井(愛)			
	来	午後	退院後外 来	吉田	糖尿病	小貝	糖尿病	本郷	糖尿病	桑島	成人病	長田	1	1	3
	(予約制)			不定期 乳原	成人病	関川	呼吸器外科	135 宮永	腎臓病	桜井			3		
			膠原病						糖尿病	金井				VE	
										荒木			(3)	3	
									神経内科	山田			1		
									成人病	(一部一般)					
							栄養指導	交代制							
						高野			成人病	桑島					
		١.			呼吸器	(一部一般)			神経内科	第1のみ荒木					
		夜								山田					
		間							成人病	(一部一般)					
									栄養指導	交代制					
婦人科	予約外可	午前		藤島		藤島		藤島		佐藤	2. 3. 4	佐藤		1. 3. 4	佐藤
		前								佐藤	※毎月変更有		3	毎月変更有	
		午後								1年際					
眼科	な予	午													_
	し約	前		吉見		吉見		吉見		恩田		吉見			交代制
	予約	午後		予約検査				予約検査		予約検査		予約検査			
	な予 し約					高松									
														0 0	
		+				田中								D.C.	10
	な予 し約	後												7-10	12
訪		午	Ř	秦原		別	ī	高畑		3 金		部			
訪	臨時		Ã	A 原		別用	ī	高畑		3 金高畑		部原			_
	臨	午		 ほ ほ ほ に に に に に に に に に に に に に	Б			高畑 桑島			桑				

※受付時間、診療時間は診療科目や曜日により異なりますのでご注意ください。

		診療時間	(受付時間)	
	内科			月~土
午前	眼科	9:00~12:00	(8:30~11:30)	月~土
T H11	婦人科			月~土
	皮膚科	9:30~12:00	(8:30~11:30)	火
	内科	14:00~17:00	(13:30~16:30)	月~木
午後	内科	14:00~16:00	(13:30~15:30)	金
干妆	婦人科	14:00~17:00	(13:30~16:30)	木
	皮膚科	14:00~16:30	(13:30~15:30)	火
夜間	内科	17:00~19:00	(16:30~18:30)	火·木

当クリニックは2011年9月1日から、川崎市より社会福祉法第2条第3項に規定する生計が困難な方のために無料又は低額な料金で診療をおこなう「無料低額診療事業」の指定を受けています。「受診したいけど医療費が払えない」という方は、どなたでもご相談ください。